

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策
専門科目	国際私法

第 1 問

日本に居住する A 男と B 女は、長年交際を続けてきたが、二人の間に子供ができたことから、正式に結婚を考えるようになった。A は日本と甲国の国籍をもつ重国籍者であり、B は乙国人である。A は出生以来日本で生活しており、B は日本の大学に留学した後、日本の企業に就職し、引き続き日本で生活している。次の問いに答えなさい。

(1) 二人が日本で結婚する場合、婚姻の実質的成立要件については、いずれの国の法が適用されるか。

(2) 乙国の国際私法が「婚姻の成立は婚姻举行地法による」としている場合、この男女の婚姻の成立に適用されるのは、いずれの国の法になるか。

第 2 問

日本人 X は、10 年前まで映画俳優として日本で活躍していたが、8 年前に引退して甲国に移住し、現在も同地で生活している。日本の出版会社 Y 社は、X の私生活を暴露する本を日本で出版したため、X は名誉を毀損されたとして、日本の裁判所に Y に対する損害賠償請求の訴えを提起した。Y の出版した本は日本国内でのみ出版されたものであった。X の請求については、何国法が適用されるか。

以上。